

東海村に住み働く若者を支援！ 奨学金返還支援事業が始まります



村では、若い世代の経済的負担を軽減することで、村内への移住・定住を促進するとともに、医療・介護・福祉分野における人材を確保するため、前年度の奨学金返還額の一部または全部を補助します。

補助の対象となる奨学金

◆東海村奨学金 ◆日本学生支援機構貸与奨学金(第一種) ◆茨城県奨学資金
※複数の奨学金の貸与を受けている場合は、いずれか1つのみが対象となります。

補助の種類は2つ

東海村に住む！ (定住補助)

一定期間継続して村に住み続けている方が対象

前年度返還額の最大半額補助

+

東海村で働く！ (就業補助)

定住補助の要件に加え、就労に関する要件も満たす方が対象

前年度返還額の最大半額補助

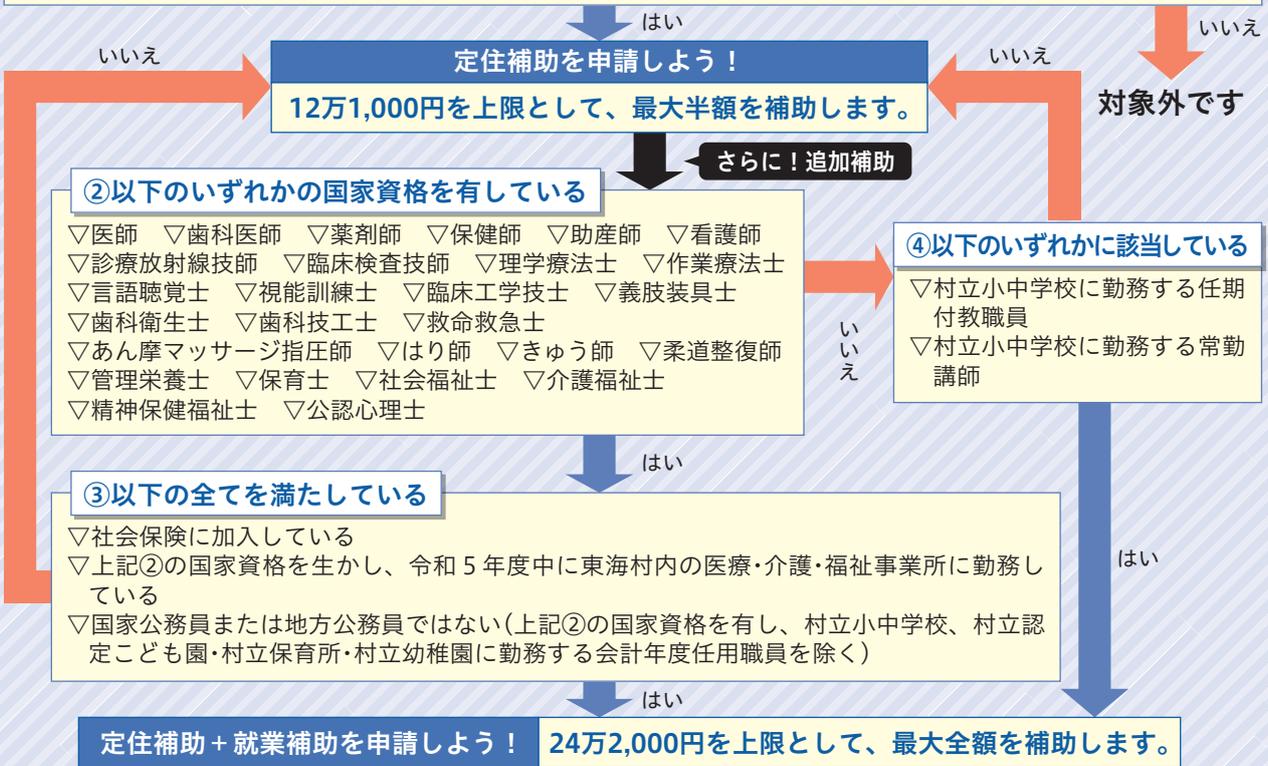
=

前年度返還額の最大全額補助!!

細かな要件はフローチャートでチェック！

①以下の全てを満たしている

- ▽奨学金の貸与を受け、学校教育法に規定する高等学校等程度以上の学校を卒業している
- ▽令和5年度中に奨学金を返還している
- ▽令和5年4月1日から令和6年6月1日まで、継続して村に住居登録があり、居住している
- ▽令和6年3月31日時点で30歳未満である
- ▽返還すべき奨学金および村税等に滞納がない
- ▽他の奨学金返還に関する支援を受けていない
- ▽暴力団員等ではない



申し込み

6月3日(月)から7月31日(水)までに、村公式ホームページをご覧の上、「いばらき電子申請・届出サービス」から申し込みください。

問い合わせ

学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1412)

